後期高齢者医療制度 協定保養所利用助成

問　県後期高齢者医療広域連合給付課 ☎052-955-1205

被保険者の健康保持・増進を目的に協定保養所に宿泊する場合、１人１泊につき1,000円を助成します。４月１日から翌年３月31日までの１年間で、全保養所合わせて４泊まで利用できます。

利用方法　申し込み時に各協定保養所に後期高齢者医療制度の被保険者であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証及び利用カード（初回利用時に交付）を提示してください。精算時に利用料金を1,000円助成します。

協定保養所	電話
サンヒルズ三河湾（蒲郡市）	0533-68-4696
すいとぴあ江南（江南市）	0587-53-5555
百年草（豊田市）	0565-62-0100
名古屋市休養温泉ホーム松ケ島（三重県桑名市）	0594-42-3330
あいち健康の森プラザホテル（東浦町）	0562-82-0211
おんたけ休暇村（長野県木曽郡王滝村）	0264-48-2111

市友好親善協会国際理解講座受講生募集

ブラジル人先生とアートペインティング体験

時　５月15日㈯　10時～12時
所　市役所２階談話室
講　カキハラ　パウラ氏
対　どなたでも（小学３年生以下は保護者同伴）
制作予定作品　ライオンの絵
¥　会員　無料
　　非会員　1,000円
※年会費（年度単位）１口1,000円で加入できます。
定　12人（先着順）
※最低開講人数に満たない場合は開講できない場合があります。
申　４月２日㈮より**地域協働課内友好親善協会事務局** ☎48-2753

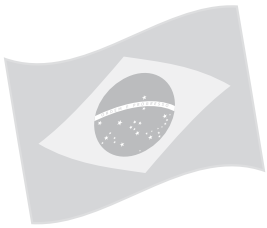

いのちを守ろう！ 交通安全対策補助金

問　地域協働課交通防犯係　☎95-9873

自転車乗車用ヘルメット購入費補助制度を始めます

自転車を利用する高齢者や児童・生徒などのヘルメットの着用を促進し、自転車乗車中の交通事故による被害の軽減を図るため、自転車乗車用ヘルメットの購入費用を補助する制度を開始します。

この制度は、令和３年度から５年度まで実施予定です。申請は１人１回限りです。申請方法や必要書類などの詳細は、問い合わせてください。

対　次の要件をすべて満たす人
・市内在住の65歳以上の高齢者または７歳から18歳の児童・生徒など
・営利を目的とせず、かつ自ら使用する目的で安全基準を満たすヘルメットを購入した人

補助額
購入に要した費用の２分の１（上限2,000円）

高齢者後付安全運転支援装置設置補助事業を延長します

この事業は、令和元年12月から３年３月31日の予定でしたが、国・県の事業延長に伴い、４年３月31日まで補助事業を延長します。

20歳になったら国民年金

国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。

就職・退職・結婚などで国民年金の種類が変わることがあります。届出をしなかったために将来年金が受けられなくなる場合がありますので、忘れずに届け出ましょう。

国民年金の被保険者は３種類です。

第１号被保険者
農業、商業などの自営業者、学生や働いていない人で、第２号・第３号被保険者に該当しない人

第２号被保険者
会社員、公務員など厚生年金保険の被保険者

第３号被保険者
第２号被保険者に扶養されている配偶者

学生は学生納付特例制度を利用できます。

学生のあいだは国民年金の納付が猶予されます。20歳以上の学生は毎年度（４月～翌年３月）申請が必要です。猶予された期間分は、社会人になってからでも申請年度から10年以内であれば保険料を納めることができます。

学生納付特例の申請手続きをしなかったり、保険料を納め忘れたりすると、在学中に事故や病気で障害が残っても障害基礎年金が受けられません。

申　学生証（有効期限の記載があるもの、写し可）又は在学証明書を持参し**国保年金課年金係**　☎95-9893